

第6章 計画の推進

1 計画の推進体制

地域福祉計画では「高齢」「介護」「障がい」「子ども・子育て」「健康増進」など、地域全体の広範囲を対象としています。そのため、行政・社協だけで推進していくことは不可能であり、住民のみなさんやNPO法人、社会福祉法人など、地域におけるすべての人々が関わっていく必要があります。

(1) 東浦町地域福祉推進委員会

学識経験者や、福祉・医療関係者、民生委員・児童委員、公募により選考された人で構成する東浦町地域福祉推進委員会において、本計画の策定を行いました。

今後は、計画の進捗状況の確認や、実施内容の評価、取組方針の見直しを行っていきます。

(2) 第2次東浦町地域福祉計画策定に係る作業部会（重点プロジェクト推進チーム）

地域の現状と課題の精査等をするため、地域福祉推進委員会の委員で構成する、基本目標ごとの作業部会を設置しました。作業部会では、地域の課題を抽出し、課題解決に向けた議論を重ね、具体的な施策の提案をしてきました。

計画策定後においても、地域福祉計画において位置付ける重点プロジェクトを推進し、課題解決へつなげていきます。

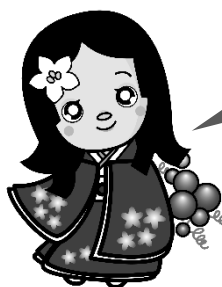
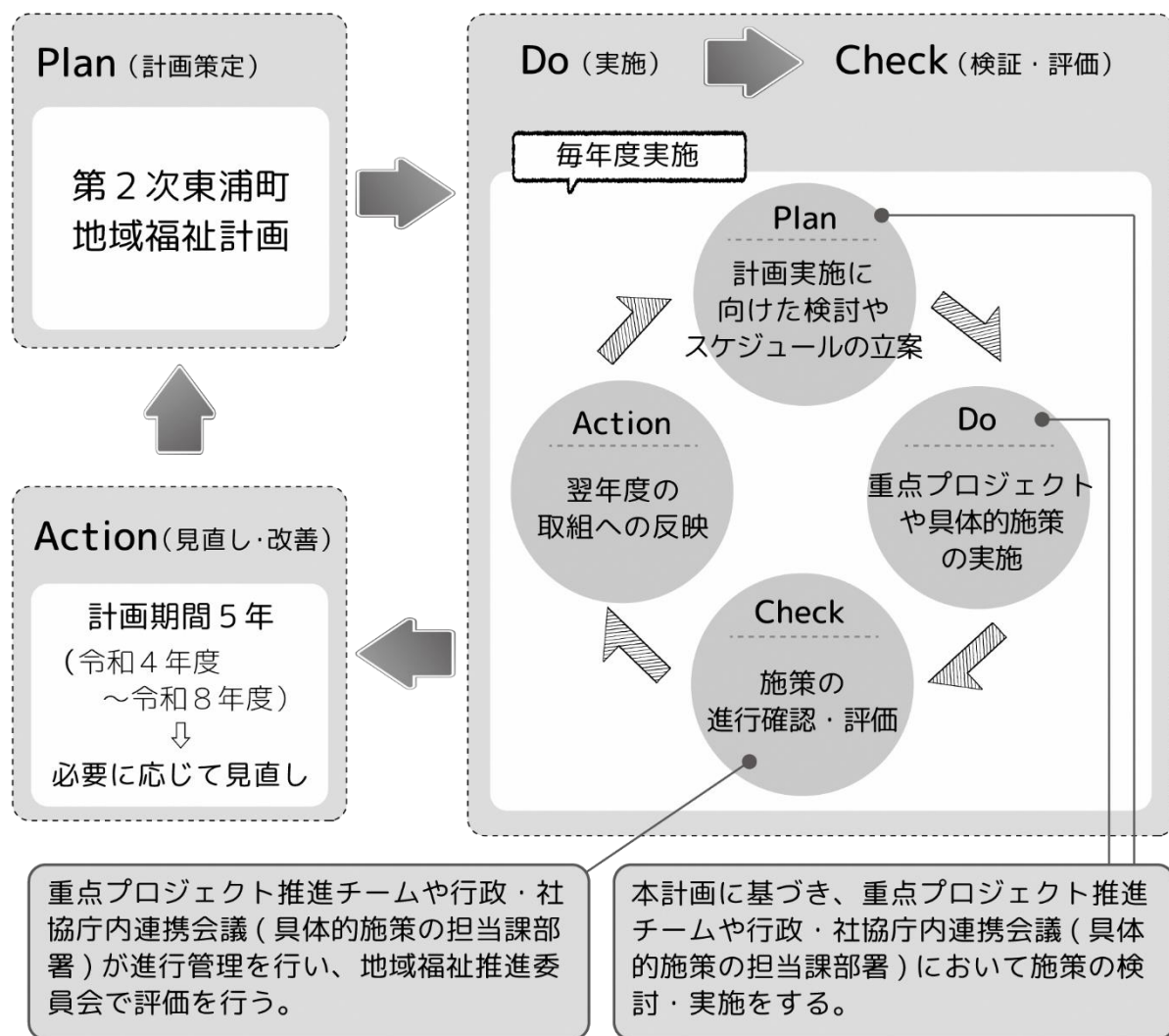
(3) 行政・社協庁内連携会議

ふくし課を中心に役場内関係部署や社協の職員で構成し、具体的施策に関する会議を行ってきました。引き続き、役場内関係部署や社協における役割分担のうえ、課題解決のため取組を行っていきます。また、各担当の職員は、地域福祉推進委員会や重点プロジェクト推進チームにも参加することで、連携していきます。

2 進管理

本計画を効率的かつ効果的に推進していくため、各施策の進捗状況を把握するとともに、基本理念の実現に向けて、取組における効果の検証・評価を行い、計画の見直しや施策の改善、充実を図りながら、PDCAサイクルを確立していくことが重要です。

地域福祉推進委員会等の会議を開催し、PDCAサイクルに基づき、施策の進捗管理を行いながら、本町における地域福祉の推進を図ります。



PDCAサイクル

計画を策定し(Plan)、実施し(Do)、検証及び評価(Check)を行うとともに、課題の改善を次回に活かして実行する(Action)という工程を継続的に繰り返すしくみのことです。

コラム
用語解説